

胃がん検診のためのチェックリスト【検診実施機関用】（令和8年度）

基礎データ：令和8年度 がん検診精度管理チェックリスト調査（検診実施機関回答。R8とりまとめ）

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
	（公財） ふくおか 公衆衛生 推進機構	一般財団 法人 医 療情報健 康財団	公益財団 法人福岡 労働衛生 研究所	（一社） 日本健康 倶楽部	朝倉市国 民健康保 険直営診 療所	地方独立 行政法人 芦屋中 央病院	飯塚医師 会検診検 査センタ ー	遠賀中間 医師会お んが病院 健診セン ター	社会医療 法人社団 高野会 くるめ 病院	（一財） 西日本産 業衛生会	医療法人 社団 生 光会 ヘ ルスボー トクリニ ック	宗像医師 会病院健 診センタ ー	県内平均
検診実施機関													
1. 受診者への説明													
（１）要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを明確に説明しているか	○	○	○		○	○	○	○	斜線	○	○	○	
（２）精密検査の方法について説明しているか《胃部エックス線検査の精密検査としては胃内視鏡検査を行うこと、及び胃内視鏡検査の概要など。胃内視鏡検査の精密検査としては、検査時に胃がんが疑われた場合に生検（同時生検）を行うこと、またはダブルチェックで胃がん疑いとなった場合に、再度胃内視鏡検査を行うこと、及び生検の概要など》	○	○	○		○	○	○	○	斜線	○	○	○	
（３）精密検査結果は市町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しているか	○	○	○		○	○	○	○	斜線	○	○	○	
（４）検診の有効性に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあることなど、がん検診の不利益について説明しているか	○	○	○		○	○	○	○	斜線	○	○	○	
（５）検査間隔は２年に１回であり、検診受診の継続が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しているか	○	○	○		○	○	○	○	斜線	○	○	○	
（６）胃がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明しているか	○	○	○		○	○	○	○	斜線	○	○	○	
実施数（○の数）	6	6	6		6	6	6	6	－	6	6	6	
実施率	100.0%	100.0%	100.0%		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	－	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
2. 問診、胃部エックス線撮影、胃部内視鏡検査の精度管理													
（１）検査項目は、問診に加え、胃部X線検査または胃内視鏡検査のいずれかとしているか	○	○	○		○	○	○	○	斜線	○	○	○	
（２）問診は現在の病状、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況、妊娠の可能性の有無等を聴取しているか	○	○	○		○	○	○	○	斜線	○	○	○	
（３）問診記録は少なくとも５年間は保存しているか	○	○	○		○	○	○	○	斜線	○	○	○	
（４）胃部エックス線撮影の機器の種類を仕様書で明らかにし、日本消化器がん検診学会の定める仕様基準（※１）を満たしているか	○	○	○		○	○	○	○	斜線	○	○	○	
（５）胃部エックス線撮影の枚数は最低8枚とし、仕様書にも撮影枚数を明記しているか	○	○	○		○	○	○	○	斜線	○	○	○	
（６）胃部エックス線撮影の体位及び方法は日本消化器がん検診学会の方式によるものとし、仕様書に体位及び方法を明記しているか	○	○	○		○	○	○	○	斜線	○	○	○	
（７）胃部エックス線撮影において、造影剤の使用に当たっては、日本消化器がん検診学会の方式注１を参考にして、その濃度を適切に保つとともに、その濃度を適切に（180～220W/V%の高濃度バリウム、120～150m l とする）保つとともに、副作用等の事故に注意しているか	○	○	○		○	○	○	○	斜線	○	○	○	
（８）胃部エックス線撮影に携わる技師は、日本消化器がん検診学会が認定する胃がん検診専門技師の資格を取得しているか	○	○	○		×	○	○	○	斜線	○	○	×	
（９）自治体や医師会等から求められた場合、胃部エックス線撮影に携わる技師の全数と日本消化器がん検診学会認定技師数を報告しているか	○	○	○		○	○	○	○	斜線	○	○	○	
(10) 胃内視鏡検査の体制や方法（検査機器の要件、検査医の資格、前処置、内視鏡検査の観察手順、自施設内で同時生検（鉗子生検）が可能か、検査機器の自動洗浄消毒器など）は、日本消化器がん検診学会の「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル（以下「胃内視鏡検診マニュアル」）」注２を参考にし、仕様書※に明記しているか	○	斜線	○		○	○	斜線	○	斜線	斜線	斜線	斜線	
(11) 胃内視鏡検査に携わる検査医は、委託元市区町村が設置した胃内視鏡検診運営委員会から認証されているか	○	斜線	○		○	○	斜線	○	斜線	斜線	斜線	斜線	
(12) 胃内視鏡検査の終了後、委託元市区町村が指定した読影医または読影機関に、胃内視鏡検査結果（内視鏡所見レポート、生検を実施した場合は生検病理診断レポートなど※）を提出しているか ※ レポートは胃内視鏡検診運営委員会から指定された様式で提出する	○	斜線	○		○	○	斜線	○	斜線	斜線	斜線	斜線	
実施数（○の数）	12	9	12		11	12	9	12	－	9	9	8	
実施率	100.0%	100.0%	100.0%		91.7%	100.0%	100.0%	100.0%	－	100.0%	100.0%	88.9%	98.1%
3. 胃部エックス線読影の精度管理													
（１）自治体や医師会等から求められた場合、読影医全数と日本消化器がん検診学会認定医数もしくは総合認定医数を報告しているか	○	○	○		○	○	○	○	斜線	○	○	○	
（２）読影は二重読影とし、原則として判定医の一人は日本消化器がん検診学会認定医もしくは総合認定医であるか	○	○	○		○	×	○	○	斜線	○	○	○	
（３）必要に応じて過去に撮影したエックス線写真と比較読影しているか	○	○	○		○	○	○	○	斜線	○	○	○	
（４）胃部エックス線画像は少なくとも５年間は保存しているか	○	○	○		○	○	○	○	斜線	○	○	○	
（５）胃部エックス線による検診結果は少なくとも５年間は保存しているか	○	○	○		○	○	○	○	斜線	○	○	○	
実施数（○の数）	5	5	5		5	4	5	5	－	5	5	5	
実施率	100.0%	100.0%	100.0%		100.0%	80.0%	100.0%	100.0%	－	100.0%	100.0%	100.0%	98.0%
4. 胃内視鏡画像の読影の精度管理													
（１）胃内視鏡画像の読影に当たっては、日本消化器がん検診学会による胃内視鏡検診マニュアル（※２）を参考に行っているか	○	斜線	○		○	○	斜線	○	斜線	○	斜線	斜線	
(2) ダブルチェックに携わる読影医は、下記の資格※を有し、かつ委託元市区町村が設置した胃内視鏡検診運営委員会から認証されているか※ 日本消化器がん検診学会認定医または総合認定医、日本消化器内視鏡学会専門医、日本消化器病学会専門医	○	斜線	○		○	○	斜線	○	斜線	○	斜線	斜線	
(3) ダブルチェックを行った読影医は検査医に対して、検査医の胃内観察や撮影技術、生検実施の妥当性などの評価をフィードバックしているか	○	斜線	○		○	○	斜線	○	斜線	○	斜線	斜線	
（４）胃内視鏡画像、生検病理診断結果は少なくとも５年間は保存しているか	○	斜線	○		○	○	斜線	○	斜線	○	斜線	斜線	
（５）胃内視鏡検査による検診結果は少なくとも５年間は保存しているか	○	斜線	○		○	○	斜線	○	斜線	○	斜線	斜線	
実施数（○の数）	5	－	5		5	5	－	5	－	5	－	－	
実施率	100.0%	－	100.0%		100.0%	100.0%	－	100.0%	－	100.0%	－	－	100.0%
5. システムとしての精度管理													
（１）受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、遅くとも検診受診後４週間以内になされているか	○	○	○		○	○	○	○	斜線	○	○	○	
（２）がん検診の結果及びそれに関わる情報について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しているか	○	○	○		○	○	○	○	斜線	○	○	○	
（３）精密検査方法及び、精密検査（治療）結果について、市区町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めているか	○	○	○		○	○	○	○	斜線	○	○	○	
（４）撮影や読影向上のための検討会や委員会（自施設以外の胃がん専門家を交えた会）を設置しているか。もしくは、市区町村や医師会等が設置した検討会や委員会に参加しているか	○	○	○		○	○	○	○	斜線	○	○	○	
（５）自施設の検診結果について、要精密率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握しているか	○	○	○		○	○	○	○	斜線	○	○	○	
（６）プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っているか。	○	○	○		○	○	○	○	斜線	○	○	○	
（７）都道府県的生活習慣病検診等管理指導協議会、胃内視鏡検診運営委員会、市区町村、医師会等から指導・助言があった場合は、それを参考にして改善に努めているか	○	○	○		○	○	○	○	斜線	○	○	○	
実施数（○の数）	7	7	7		7	7	7	7	－	7	7	7	
実施率	100.0%	100.0%	100.0%		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	－	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
全体（全設問）													
実施数（○の数）	35	27	35		34	34	27	35	－	32	27	26	
実施率	100.0%	100.0%	100.0%		97.1%	97.1%	100.0%	100.0%	－	100.0%	100.0%	96.3%	99.1%

※ ○：実施 ×：未実施 斜線：分母から除外（当該検査の実施なし等） 黒：未回答。実施率＝○÷（○＋×）。県内平均は、実施率が算出できる機関の実施率の単純平均。

※ 未回答：（一社）日本健康倶楽部

※ 全設問が分母除外（当該がん検診の実施なし等）：社会医療法人社団 高野会 くるめ病院

※ １ 胃部エックス線撮影法及び撮影機器の基準は、日本消化器がん検診学会発行「新・胃X線撮影法ガイドライン改訂版(2011)」を参照

※ ２ 日本消化器がん検診学会発行「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル」(2017年度発行)参照